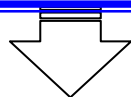


# 地域主権改革一括法における道路構造令等の取扱

## 従前(道路法第30条)

第30条 道路の構造の技術的基準は、道路の種類ごとに下記に掲げる事項について政令で定める。

- ・幅員、建築限界、線形、視距、こう配、路面、排水施設、交差又は接続、待避所、横断歩道橋・さくその他安全な交通を確保するための施設、橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度



## 改正後(道路法第30条)

第30条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、政令で定める。

2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(通行する自動車の種類に関する事項、建築限界、橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度に係るものに限る。)は政令で定める。

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

## その他の条例制定する基準

【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令】(道路法第45条に規定)

第45条 (省略)

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

【重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準】(交通バリアフリー法第10条に規定)

第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路を、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道にあっては、主務省令)で定める基準に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

※経過措置として、平成25年3月31日までは既政令又は省令を条例とみなすことができる。

# 道路構造令とは

## 道路法 第29条(道路の構造の原則)

道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全であるとともに、**安全かつ円滑な交通を確保**することができるものでなければならない。

⇒第30条にて政令(道路構造令)に委任

